

ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)追加申請 【六価クロム(IEC62321-7-2:2017)】が認定されました！

当社は、2007年に製品中の重金属分析において国際規格 ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)の認定を取得して以来、お客様のニーズにお応えし認定範囲を拡大して参りました。

この度、新たに2017年12月12日付で**六価クロムの最新規格(IEC62321-7-2:2017)の追加申請**が、(公財)日本適合性認定協会(JAB)より承認され、**追加認定を受けました**(認定番号:RTL02330)。

これにより「ハロゲンフリー」として基板や樹脂への使用制限が求められている塩素(Cl)、臭素(Br)等のハロゲン分析、食品、飲料水、飼料、土壌などの放射能測定、さらに水道法水質基準全項目(51項目)、アンチモン、ベリリウム、リン、フタル酸エステル類7項目(DIBP、DBP、BBP、DEHP、DNOP、DINP、DIDP)、RoHS指令の公定法であるIEC 62321の6項目(Cd、Pb、Hg、Cr⁶⁺、PBB、PBDE)について、当社の分析技術が国際的に通用する妥当なものであると認定されたこととなります。**なお、六価クロムについては、対象となる試料に応じた規格にて認定されています(金属及びその関連製品:IEC62321-7-1:2015、樹脂・ゴム及びその関連製品:IEC62321-7-2:2017及び従来規格であるIEC62321 Annex C:2008)。**

1) ISO 9001とISO/IEC 17025(JIS Q 17025)との違いは？



図1. 認定登録証

ISO 9001は品質マネジメントシステムが要求されていますが、試験所の技術的な能力を保証するものではありません。(当社は既にISO 9001認定を取得し、その運営を確立しています。)

一方、このたび当社が取得したISO/IEC 17025(JIS Q 17025)は、試験結果の信頼性を保証する国際的な試験所認定の規格です。

すなわち、この認定の取得により、試験所がISO 9001の要求事項を全て満たしつつ、なおかつ技術的に適格であり、妥当な結果を出す能力を有していることが対外的に保証されることとなります

2) 認定の範囲

『化学試験』

- 発光分光分析:ICP-OES (Cd、Pb、Cr、Sb、Be、P)
 - ・IEC 62321-5、EN 71-3:1995、ISO 8124-3、EPA 3052
- 原子吸光分析:還元気化-原子吸光分析 (Hg)
 - ・IEC 62321-4、EN 71-3:1995、ISO 8124-3
- クロマトグラフィー:燃焼-IC (Br、Cl)
 - ・BS EN 14582、IEC 62321-3-2



図2. 認定証附属書
(認定範囲抜粋)



- クロマトグラフィー:IC (F)
 - ・上水試験方法 III-2.2.2
- 質量分析 I :GC/MS (PBBs、PBDEs、decaBDE、DIBP、DBP、BBP、DEHP、DNOP、DINP、DIDP)
 - ・IEC 62321-6、IEC 62321-8
- 質量分析 II :ICP-MS (Hg)
 - ・IEC 62321-4
- 吸光光度分析:紫外・可視分光分析 (Cr(VI))
 - ・IEC 62321-7-1、**IEC 62321-7-2:2017**、IEC 62321 Annex C:2008
- 放射能分析 (I-131、Cs-134、Cs-137)
 - ・NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ機器分析法
 - ・ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメリー

『食品・医薬品試験』

- 水道法水質基準全項目(51項目)及びサンプリング
- 放射能分析
 - ・食品中の放射性セシウム検査法
 - ・食品中の放射性セシウムスクリーニング法
 - ・緊急時における食品の放射能測定マニュアルなど



図 3. 認定証附属書
(認定範囲抜粋)

<試験対象品目>

『化学試験』

- ① 金属、原材料、関連製品
- ② 環境試料:水質
- ③ セラミック、ガラス、原材料、関連製品
- ④ 電子製品、関連製品
- ⑤ 樹脂・ゴム、原材料、関連製品
- ⑥ 印刷材料(インク、染料、接着剤等)
- ⑦ 油脂、界面活性剤、関連製品

『食品・医薬品試験』

- ① 一般食品、飲料水、乳児用食品、牛乳
- ② 食品、飲料水
- ③ 飼料、肥料





お客様

内藤環境管理がISO/IEC17025を取得したことは、
私たちに何かメリットはあるの？

という、お客様のご質問にお答えします！！

お客様のメリット①

結果の信頼性を証明するロゴマーク付き証明書の発行が受けられます

当社は、認定を受けた範囲の試験結果において、証明書に認定機関（公益財団法人 日本適合性認定協会；JAB）及びILAC/MRA*1のロゴマークを表記して発行することができます。

このロゴマークは認定を受けたことの証明であり、試験所としての信頼性が客観的に評価されていることとなります。

お客様のメリット②

国際的 One Stop Testing の有効性が確保されます

WTOは貿易の国際化、グローバル化に伴いTBT協定に基づく相互認定を推奨しています。国や地域が異なっても一度試験を行えば、その結果が共有化できる制度で、認定を受けた当社の試験結果は、世界的に通用することになります。

日本のJABはILAC及びAPLAC*2に加盟している他国の認定機関と相互承認協定を結んでいます。この制度はアジア、欧州、米国等主要国を始め、世界58経済地域に広まっておりますので、認定を取得している当社にご依頼いただければ、わざわざ輸出国の分析試験所に依頼しなくても、当社の試験検査結果が国や制度の違いを越えて国際的に通用します。それにより、時間的・コスト的な効率化が達成されます。

※1 ILAC（国際試験所認定協力機構）、MRA（国際相互承認協定）

※2 APLAC（アジア・太平洋試験所認定機構）

詳しくは、当社営業担当及び技術担当がご説明致しますので、お気軽にお問い合わせください。
(フリーダイヤル0120-01-2590)

